

第十二条の五の見出しを「環太平洋協定等に基づく調査」に改め、同条第一項中「税関長は」の下に「環太平洋協定第四章（織維及び織縫製品）附属書四一A（織維及び織縫製品の品目別原産地規則）又は」を加え、「環太平洋包括的及び先進的協定の」を「環太平洋協定等の」に改め、同条第二項中「環太平洋包括的及び先進的協定」を「環太平洋協定等」に改める。  
附則第一条中「環太平洋パートナーシップ協定」を「環太平洋パートナーシップ」に改め、同条に次の二号を加える。  
び先進的な協定】に改め、同条に次の二号を加える。

五  
四  
附則第十九条の規定 現環太平洋パートナーシップ協定が日本国について效力を生ずる日の前日  
第一条の二の規定及び附則第三条第三項の規定 環太平洋パートナーシップ協定が日本国につ  
いて効力を生ずる日

括の及び第一項の規定を以て、第三項の規定を環太平洋バートナーシップ協定を環太平洋バートナーシップに改める。

シップに関する包括的及び先進的な協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品（政令で定める物品を除く。）に係る」に「環太平洋協定」を「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」に改め、同条に次の二項を加える。

3 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度における環太平洋パートナーシップ協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品（政令で定め

る物品を除く。)に係る第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第七条の八第四項の規定の適用については、同項中「政令で定める日」とあるのは「政令で定める日とし、環太平洋パートナーシップ協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品(政令で定める物品を除く。

く。)にあつては環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日とする。」とする。  
附則第六条中「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」を「環  
太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定

の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」に改める。  
附則第十二条のうち輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)

**第十三条规定第一項に二号を加える改正規定中** **一環太平洋協定** **を** **一經濟連携協定** **に改める**  
**附則に次の一条を加える。**

**第十九条** 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日前となる場合には、第四条のうち次の表の上欄に掲げる関税暫定措置法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条の五を次のように改める。  
第七条の五 第七条の五を次のように改める。

**第七条の五** 第七条の五を次のように改める。

環太平洋包括的及び先進的協定	職員に 環太平洋協定第四章(織維及び織維製品製品目別原産地規則)又は環太平洋包括的及び先進的協定	環太平洋包括的及び先進的協定	環太平洋包括的(織維及び織維製品製品目別原産地規則)	環太平洋協定	環太平洋包括的(織維及び織維製品製品目別原産地規則)	環太平洋協定	環太平洋協定
環太平洋協定	品目別原産地規則	環太平洋協定	環太平洋協定	環太平洋協定	環太平洋協定	環太平洋協定	環太平洋協定
環太平洋包括的及び先進的協定	職員に 環太平洋協定第四章(織維及び織維製品製品目別原産地規則)又は環太平洋包括的及び先進的協定	環太平洋包括的及び先進的協定	環太平洋包括的(織維及び織維製品製品目別原産地規則)	環太平洋協定	環太平洋包括的(織維及び織維製品製品目別原産地規則)	環太平洋協定	環太平洋協定